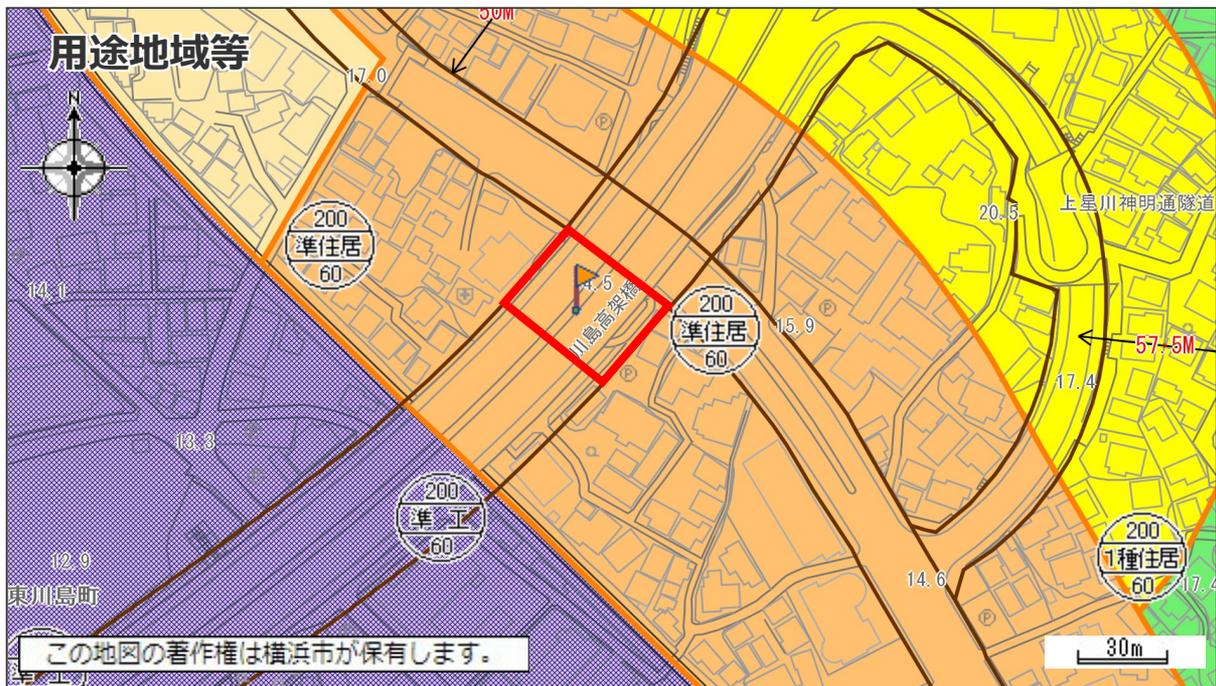




保土ヶ谷区ガイドマップ



<p>(凡例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 (Green)</p> <p>第1種中高層住居専用地域 (Light Green)</p> <p>第1種住居地域 (Yellow)</p> <p>準住居地域 (Orange)</p> <p>商業地域 (第7種高度地区) (Red)</p> <p>商業地域 (最低限1種高度地区) (Pink)</p> <p>準工業地域 (第5種高度地区) (Purple)</p> <p>工業地域 (第5種高度地区) (Blue)</p> <p>工業専用地域 (Dark Blue)</p> <p>市街化調整区域 (Light Blue)</p> <p>用途界 (Orange line)</p> <p>地番界 (区区分のみ) (Red line)</p> <p>都市計画道路 (Orange box)</p>		<p>第2種低層住居専用地域 (Light Green)</p> <p>第2種中高層住居専用地域 (Light Green)</p> <p>第2種住居地域 (Yellow)</p> <p>近隣商業地域 (Pink)</p> <p>商業地域 (第6種高度地区) (Pink)</p> <p>商業地域 (最低限2種高度地区) (Pink)</p> <p>準工業地域 (第7種高度地区) (Purple)</p> <p>工業地域 (第7種高度地区) (Blue)</p> <p>最低限3種高度地区 (Red)</p> <p>道路界 (Pink line)</p> <p>地形地物界等 (区区分のみ) (Green line)</p> <p>都市計画河川 (Blue box)</p>		<p>区域区分</p> <p>市街化区域</p> <p>用途地域</p> <p>準住居地域 建蔽率：60% 容積率：200%</p> <p>高度地区</p> <p>高度地区 (最高限)：第4種高度地区</p> <p>緑化地域</p> <p>緑化地域</p> <p>防火・準防火地域</p> <p>準防火地域</p> <p>都市計画道路</p> <p>3・1・1 環状2号線 代表幅員：42m 決定年月日 (当初決定)：S25.6.17 告示番号：建設省567 / 変更年月日 (最終変更)：H28.3.25 変更告示番号：市165</p> <p>都市計画事業認可 (都市施設) 状況及び都市計画道路整備状況 (参考)</p> <p>整備済</p> <p>建築基準法道路種別 (指定道路図)</p> <p>法第42条第1項第1号道路</p> <p>建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く)</p> <p>建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制</p> <p>高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間</p> <p>駐車場条例の附置義務区域</p> <p>周辺地区又は自動車ふくそう地区</p> <p>景観計画</p> <p>景観計画 (全市域)</p> <p>図面番号</p> <p>76</p> <p>図面番号 (旧)</p> <p>85</p>
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p> <p>容積率 用途地域 建蔽率</p>		<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p> <p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p> <p>横浜市建築局 2021/2/1 8:58:36</p>		



【 平面図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

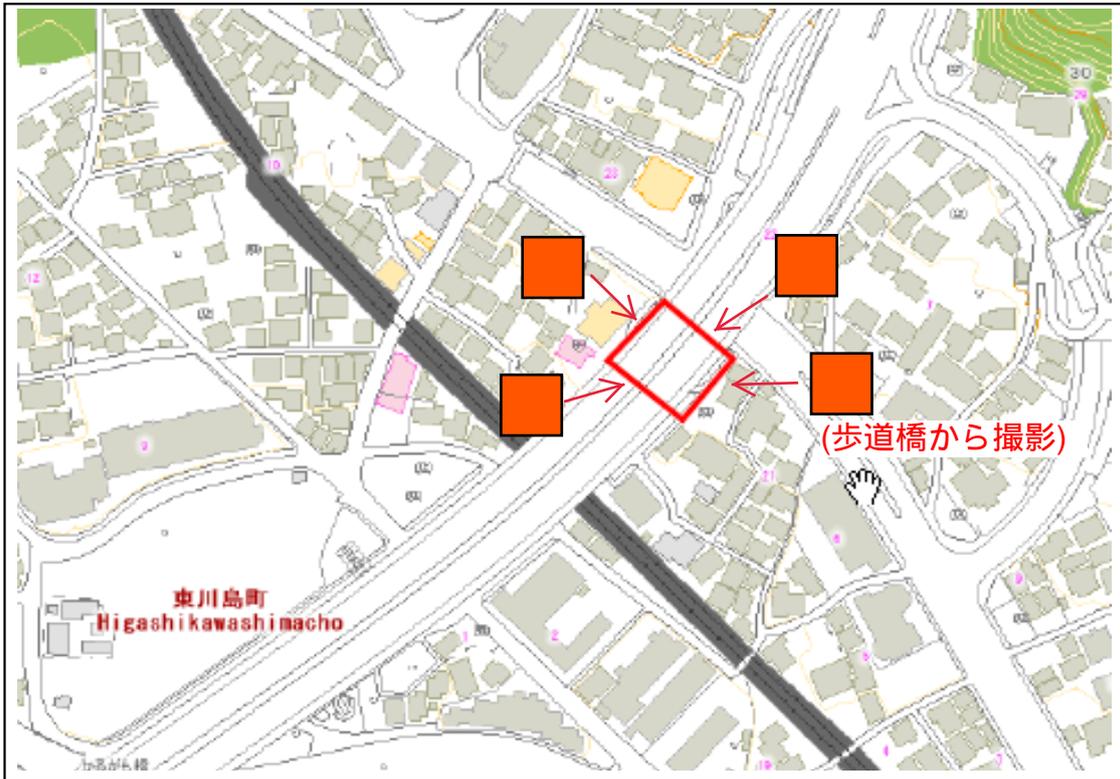
【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

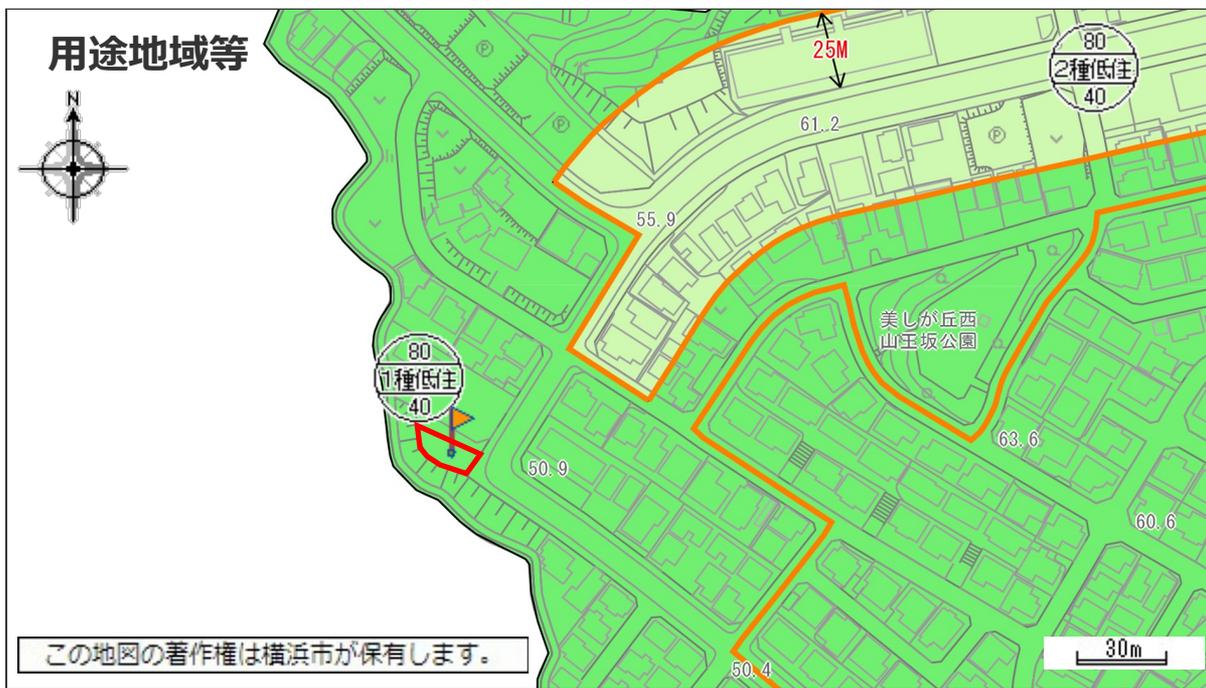
・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。
・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年2月1日



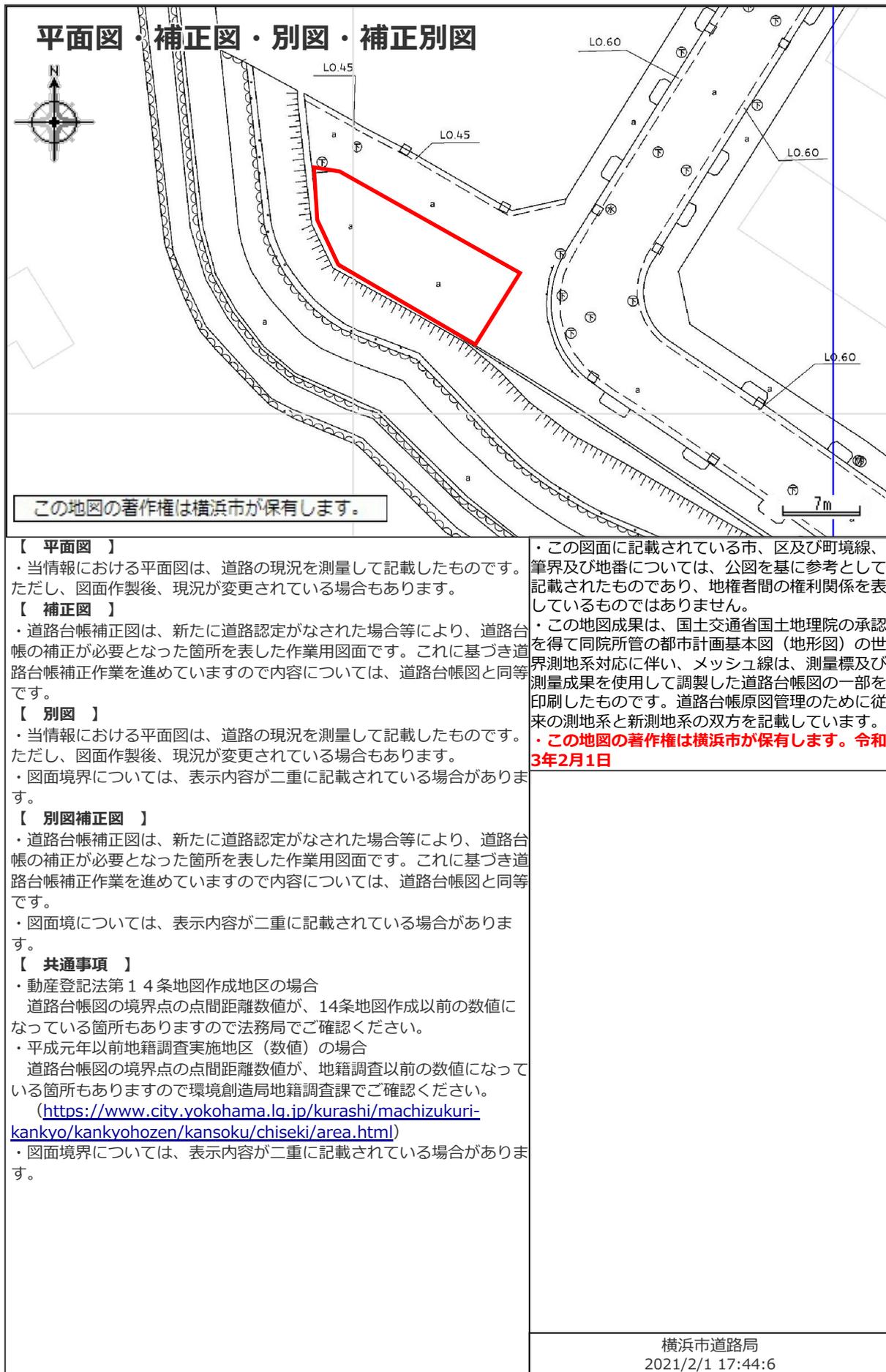


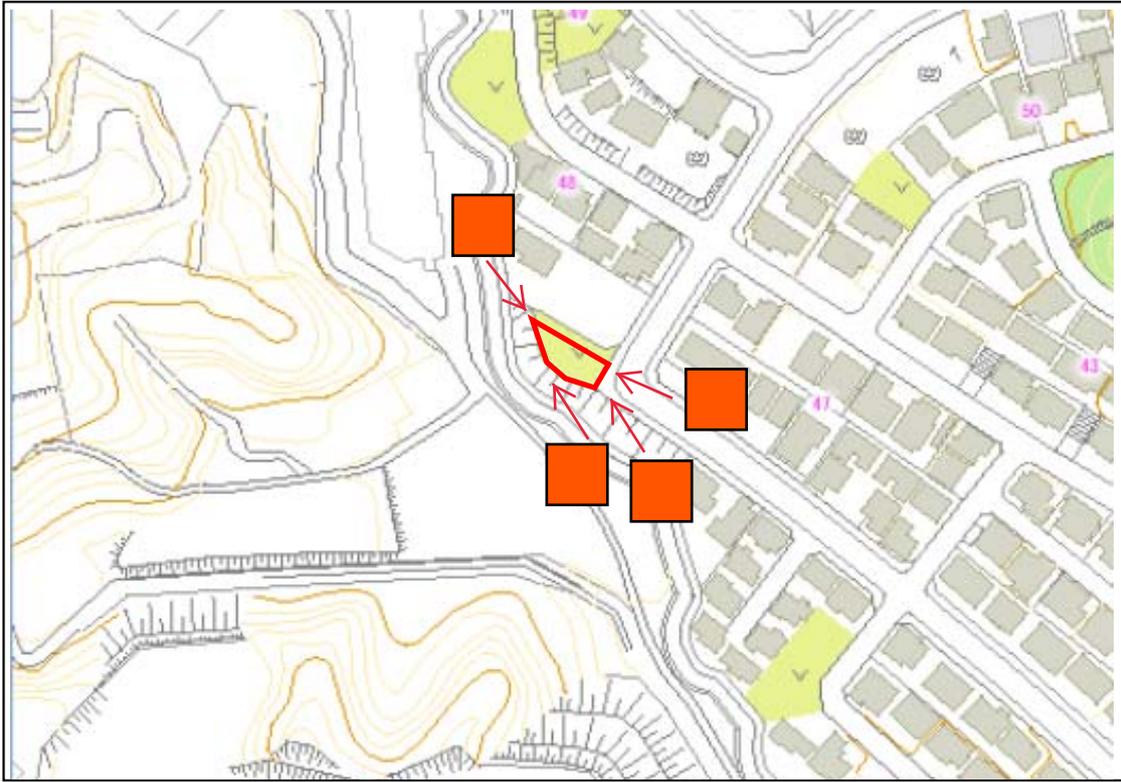
青葉区ガイドマップ





<p>(凡例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域(第7種高度地区) 商業地域(最低限1種高度地区) 準工業地域(第5種高度地区) 工業地域(第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界(区域区分のみ) 都市計画道路</p>		<p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域(第6種高度地区) 商業地域(最低限2種高度地区) 準工業地域(第7種高度地区) 工業地域(第7種高度地区) 最低限3種高度地区</p>	<p>区域区分 市街化区域</p>
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>		<p>用途地域 第1種低層住居専用地域 建蔽率: 40% 容積率: 80%</p>	<p>防火・準防火地域 防火指定なし</p>
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>		<p>外壁後退距離 前面道路から1m</p>	<p>建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p>
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>		<p>敷地面積最低限度 125平方メートル</p>	<p>日照規制 軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間</p>
<p>横浜市建築局 2021/2/1 17:42:57</p>		<p>建築物の高さの限度 10m</p>	<p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p>
		<p>高度地区 高度地区(最高限): 第1種高度地区</p>	<p>景観計画 景観計画(全市域)</p>
		<p>緑化地域 緑化地域</p>	<p>図面番号 1</p>
		<p>道路界 地形地物界等(区域区分のみ)</p>	<p>図面番号(旧) 1</p>
		<p>都市計画河川</p>	

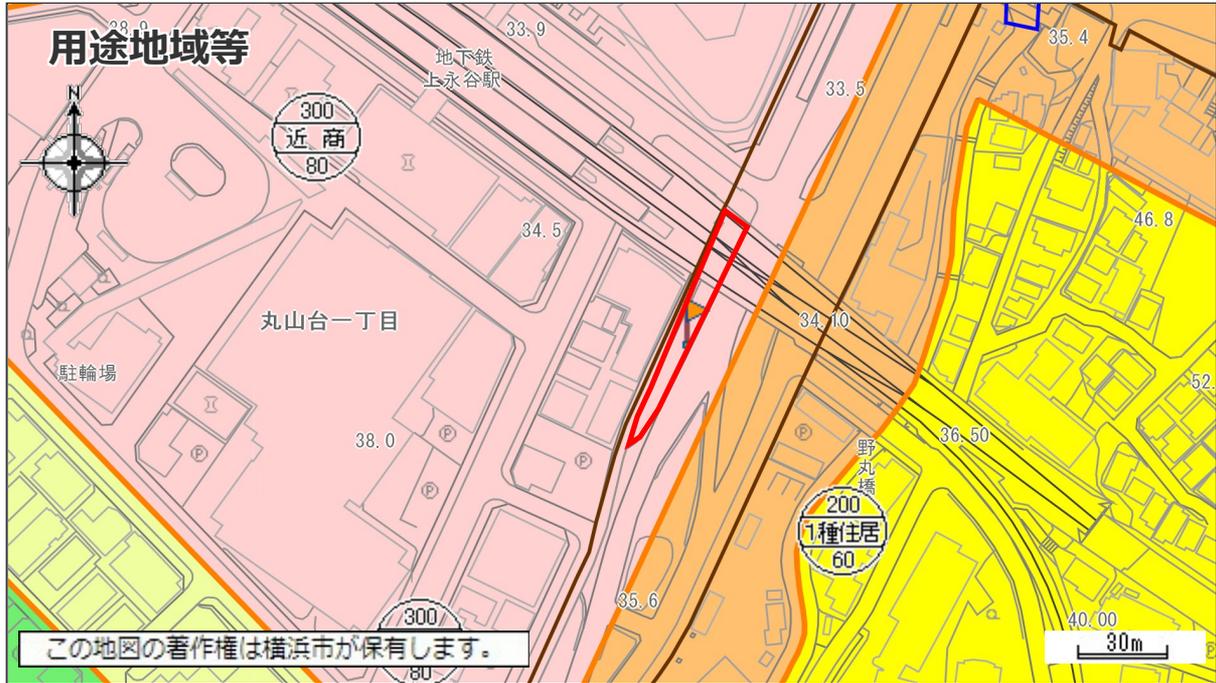






港南区区民生活マップ





<p>(凡例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域(第7種高度地区) 商業地域(最低限1種高度地区) 準工業地域(第5種高度地区) 工業地域(第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界(区域区分のみ) 都市計画道路</p>		<p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域(第6種高度地区) 商業地域(最低限2種高度地区) 準工業地域(第7種高度地区) 工業地域(第7種高度地区) 最低限3種高度地区 道路界 地形地物界等(区域区分のみ) 都市計画河川</p>		<p>区域区分 市街化区域 用途地域 近隣商業地域 建蔽率: 80% 容積率: 300% 高度地区 高度地区(最高限): 第6種高度地区 防火・準防火地域 防火地域 都市計画道路 3・2・1 横浜藤沢線 代表幅員: 32m 決定年月日(当初決定): S44.5.17 告示番号: 建設省2027 / 変更年月日(最終変更): H12.7.4 変更告示番号: 県538 都市計画事業認可(都市施設)状況及び都市計画道路整備状況(参考)整備済 地区計画 港南丸山台地区地区計画 建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域 宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域 駐車場条例の附置義務区域 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 地域まちづくりルール 丸山台まちづくりガイドライン 景観計画 景観計画(全市域) 図面番号 147 図面番号(旧) 140</p>	
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>				<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>	
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>					
<p>横浜市建築局 2021/2/1 17:47:56</p>					

平面図・補正図・別図・補正別図



この地図の著作権は横浜市が保有します。

【 平面図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

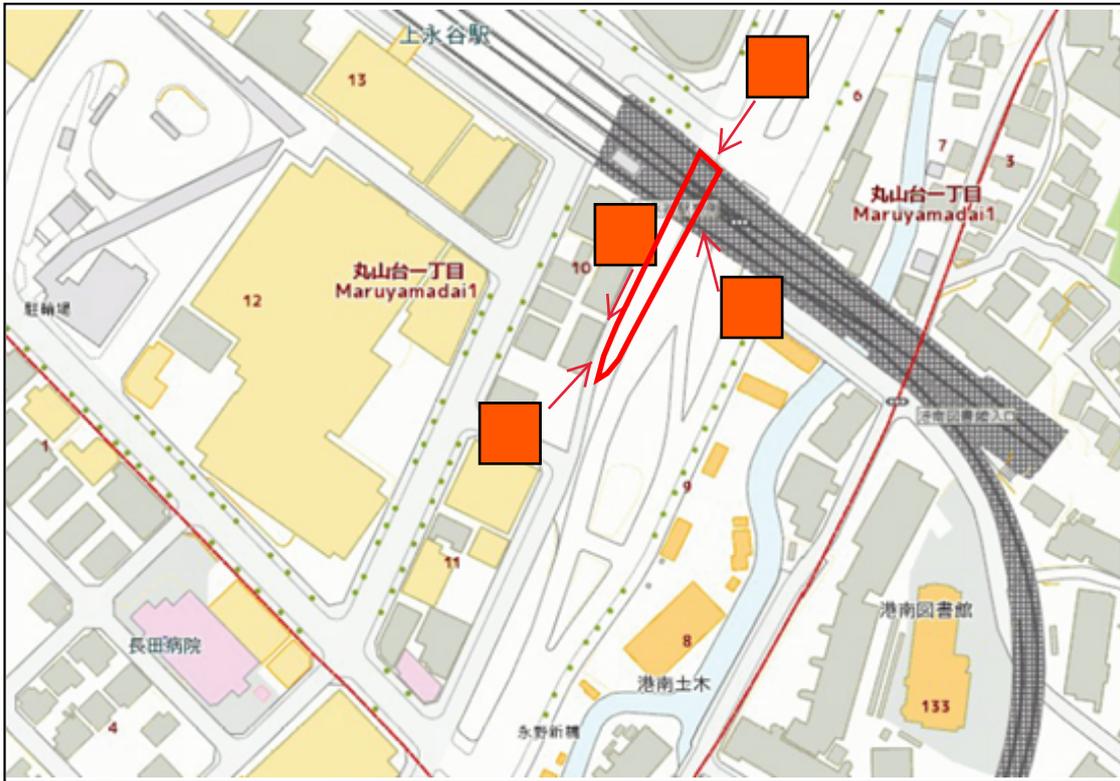
【 補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
 ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】
 ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
 ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
 ・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。
 ・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年2月1日

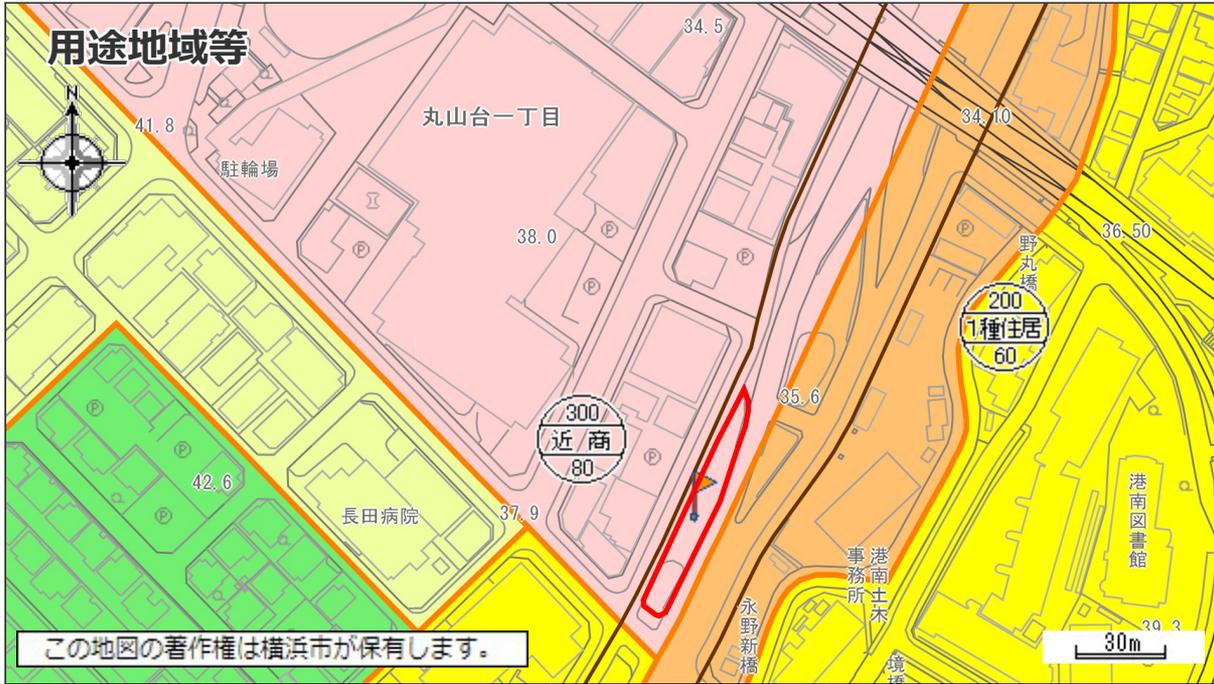




港南区区民生活マップ



4-3 用途地域図



<p>(凡例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域(第7種高度地区) 商業地域(最低限1種高度地区) 準工業地域(第5種高度地区) 工業地域(第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界(区域区分のみ) 都市計画道路</p>		<p>区域区分 市街化区域</p>
<p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域(第6種高度地区) 商業地域(最低限2種高度地区) 準工業地域(第7種高度地区) 工業地域(第7種高度地区) 最低限3種高度地区</p>		<p>用途地域 近隣商業地域 建蔽率: 80% 容積率: 300%</p>
<p>道路界 地形地物界等(区域区分のみ) 都市計画河川</p>		<p>高度地区 高度地区(最高限): 第6種高度地区</p>
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>		<p>防火・準防火地域 防火地域</p>
<p>容積率 用途地域 建蔽率</p>		<p>都市計画道路 3・2・1 横浜藤沢線 代表幅員: 32m 決定年月日(当初決定): S44.5.17 告示番号: 建設省2027 / 変更年月日(最終変更): H12.7.4 変更告示番号: 県538</p>
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>		<p>都市計画事業認可(都市施設)状況及び都市計画道路整備状況(参考) 整備済</p>
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>		<p>地区計画 港南丸山台地区地区計画 建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p>
<p>横浜市建築局 2021/2/1 17:48:58</p>		<p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域 駐車場条例の附置義務区域 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 地域まちづくりルール 丸山台まちづくりガイドライン</p>
		<p>景観計画 景観計画(全市域)</p>
		<p>図面番号 147</p>
		<p>図面番号(旧) 140</p>

平面図・補正図・別図・補正別図



【 平面図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

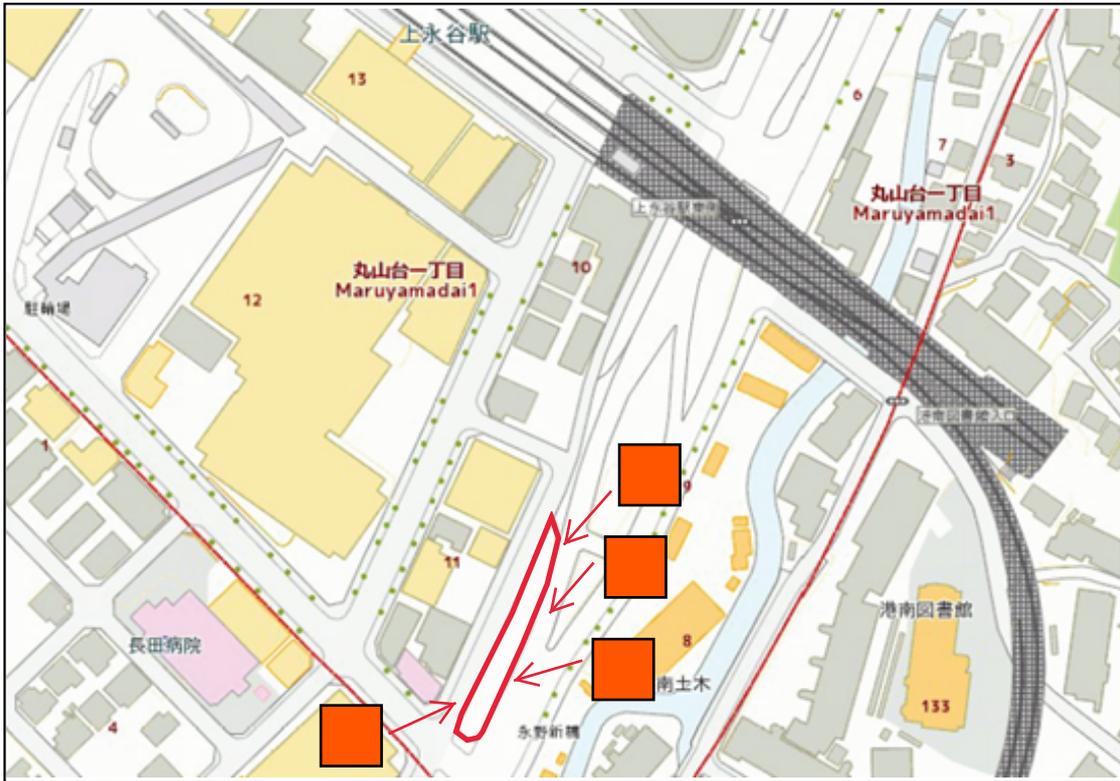
【 補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
 ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】
 ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
 ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

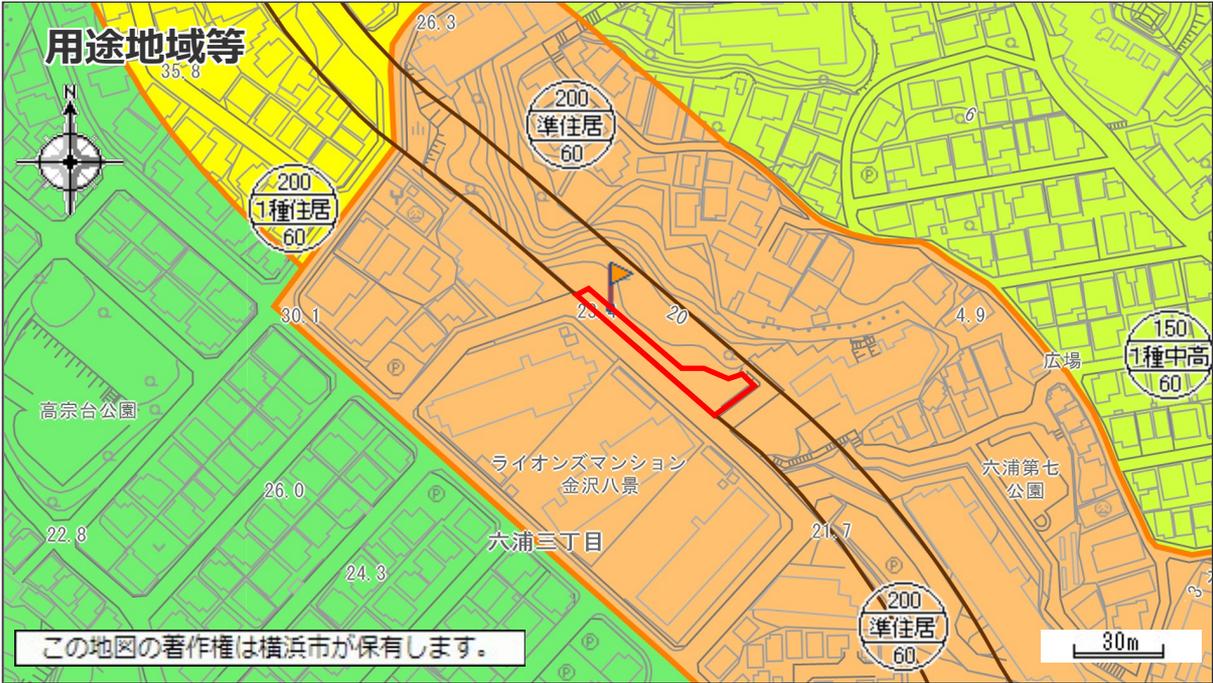
・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
 ・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。
 ・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年2月1日







金沢区区民生活マップ



この地図の著作権は横浜市が保有します。

(凡 例)

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域 (第7種高度地区)	商業地域 (第6種高度地区)
商業地域 (最低限1種高度地区)	商業地域 (最低限2種高度地区)
準工業地域 (第5種高度地区)	準工業地域 (第7種高度地区)
工業地域 (第5種高度地区)	工業地域 (第7種高度地区)
工業専用地域	最低限3種高度地区
市街化調整区域	
用途界	道路界
地番界 (区域区分のみ)	地形地物界等 (区域区分のみ)
都市計画道路	都市計画河川

※区域区分界については線種ごとに色分け

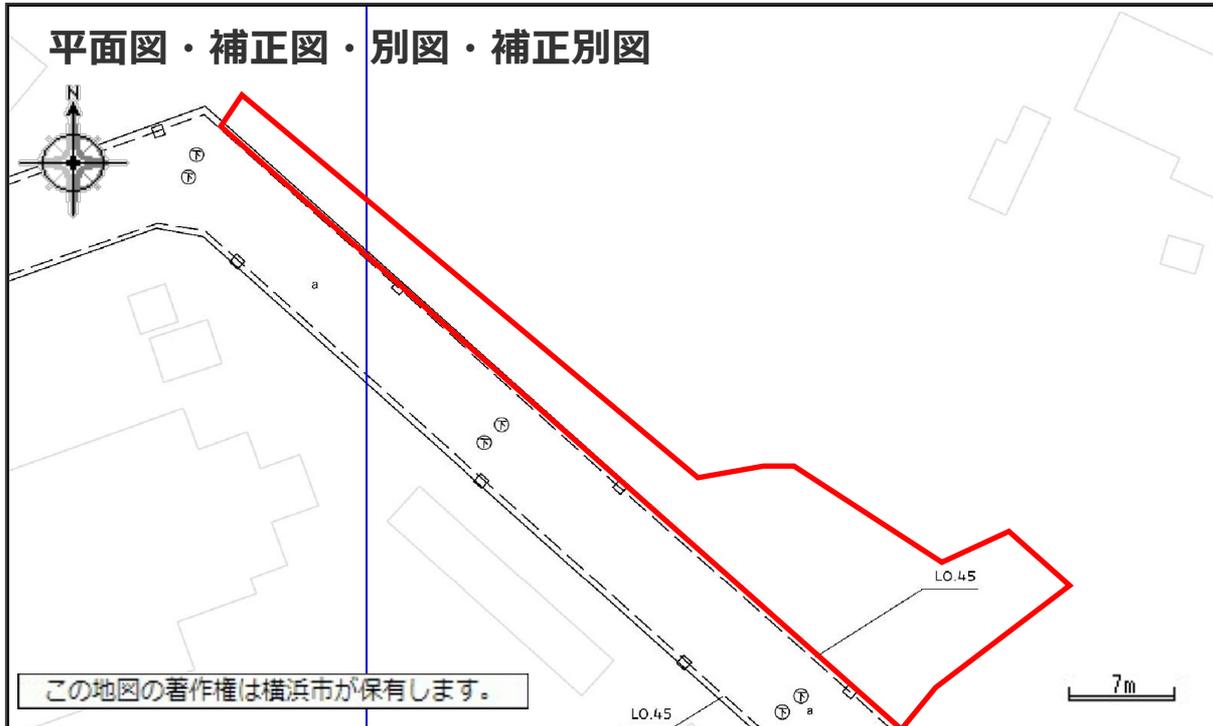
容積率
用途地域
建蔽率

旗の位置に関するものは右の通りです。お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

横浜市建築局
2021/2/1 11:50:8

区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域 建蔽率：60% 容積率：200%
高度地区	高度地区 (最高限)：第4種高度地区
緑化地域	緑化地域
防火・準防火地域	防火・準防火地域 準防火地域
都市計画道路	3・4・2 横浜逗子線 代表幅員：20m 決定年月日 (当初決定)：S32.12.17 告示番号：建設省1653 / 変更年月日 (最終変更)：H16.5.14 変更告示番号：市242 都市計画事業認可 (都市施設) 状況及び都市計画道路整備状況 (参考)
認可区域	3・4・2/横浜逗子線 (釜利谷六浦地区)、3・4・3/環状4号線 (関連外郭部) 期間：H17.2.18～R7.3.31 担当課：道路局建設課 当初告示年月日：H17.2.18 (告示番号：県113) 最終告示年月日：H30.3.9 (告示番号：県122)
建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く)	建築基準法第22条による区域
日影規制	高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
駐車場条例の附置義務区域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
景観計画	景観計画 (全市域)
図面番号	185
図面番号 (旧)	181



【 平面図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年2月1日

